平成２２年（フ）第２４６号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1170番地27、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1629番地４
債務者　内山　正博
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
福岡県福岡市南区三宅２丁目１番６―302号
債務者　内山　琢也
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
佐賀県佐賀市開成１丁目６番105―42号
債務者　江川　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1147番地５
債務者　田中　良登
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
佐賀県小城市三日月町金田1349番地11
債務者　坂本　国弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田466番地１
債務者　山田　明子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
佐賀県鳥栖市今泉町2426番地２　セジュール松泉Ｃ―105
債務者　福田　一貴
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
佐賀県武雄市山内町大字大野9096番地２
債務者　坂口千代子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲3316番地１
債務者　小林　末子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁3745番地２
債務者　山口　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４５号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙1470番地６
債務者　松尾　美子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4618番地　榎堀第４団地13号
債務者　木原　和也
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１３６号
宮崎県都城市下川東２丁目3372番地　県営58―３―１
債務者　南田　久子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２４２号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目８番12号
債務者　三輪　保雄
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目８番12号
債務者　笹川美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目８番30号　ロイヤルマンションＳＫ101号
債務者　下川路俊朗
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
鹿児島県鹿児島市住吉町２番５―603号
債務者　倉　　初美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係